

「三重県人権施策基本方針(第二次改定)」中間案に対する意見募集の結果について

「対応欄」の説明

基本方針に反映するもの 既に反映(含まれている)もの 基本方針への反映は難しいが、今後の検討課題、参考とするもの
 基本方針に反映することが困難なもの その他(~ に該当しないもの)

番号	事項	該当頁	中間案に対するご意見の概要	対応	反映状況、考え方
1	全般	-	日本が批准した「障害者権利条約」では、当事者参画の原則があり、それは障がい者に限らず各人権課題も同様で、こうした計画を作る上で当事者参画は原則と認識していますが、中間案作成にあたって当事者に対するヒアリングなどを実施したのでしょうか。		基本方針の改定にあたっては、人権に関し学識経験を有する方々で構成する人権施策審議会において、現状や課題、必要な取組等について、ご意見ご提案をいただきながら、中間案を取りまとめたところです。今回のパブリックコメント実施前後には、当事者からのヒアリングは実施していませんが、今後とも関係者の方々に審議会に委員として参画していただくことや、さまざまな機会を活用して、県民の皆さんの声をお聴きし、人権課題の解決に向けた取組を進めていきます。
2	全般	-	2012年度に実施された「人権問題に関する三重県民意識調査」の結果に関し、前回より悪化しているもの、改善されていないものについては、調査結果の改善のために、「めざす姿」に数値目標を記述する必要があると思います。		県民意識調査で明らかになった課題については、施策を推進していく上で、改善を図ることが必要と認識していますので、今後の検討課題とさせていただきます。
3	全般	-	「関連データ」については、内閣府や法務省のデータを使用するのではなく、「人権問題に関する三重県民意識調査」の結果を掲載するほうが適切だと思います。		関連データについては、「現状と課題」や、今後の人権施策の方向性をふまえ、人びとの意識の現状や変容等をお示しするにあたって適切と思われるものを選択しています。いただいたご意見の視点については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。
4	全般	-	県内には、人権問題に関する専門的な調査・研究や講演活動について、県以上の取組を進めている法人があるため、「NPO」という表記を全て「公益法人、NPO」と修正してください。(ほか同趣旨のご意見1件)		この基本方針における「NPO等の団体」という表記については、NPO法人だけでなく、幅広い非営利の団体、法人を表しており、人権課題の解決に資するような公益事業を行っている公益法人や社会福祉法人といった法人についても含めて使っていますので、ご理解をお願いします。
5	全般	-	「関連データ」についての考察が一切ないので、代表的なものを記入する必要があります。		それぞれの人権課題をめぐる「現状と課題」を捕捉するため、「関連データ」を掲載していますが、データから読み取れることについては、概ね「現状と課題」の中で説明させていただいていると考えています。
6	全般	-	「めざす姿」では、最終の姿が示されていますが、現状での到達点と残された課題を明確にする必要があると思います。		「めざす姿」については、概ね10年後の姿を想定し、記述しています。これまでの取組についての成果と課題は、「現状と課題」において整理を行っていますので、ご理解をお願いします。
7	全般	-	「市町村」の記載があるので、「市町」で統一する必要があると思います。		原則として「市町」で表記を整理していますが、過年度事業に関する記述で、「村」と連携して取り組んだことが明らかであるもの、また、法令に関する記述で、法改正の趣旨等に「市町村」と明記されているものについては、「市町村」と表記していますので、ご理解をお願いします。

番号	事項	該当頁	中間案に対するご意見の概要	対応	反映状況、考え方
8	全般	-	「など」、「等」と、ひらがなと漢字が混在しているので、整理する必要があります。		ご指摘いただきました用語の使用については、「みえ県民力ビジョン」の用語の使用を参考にしながら、整理していきます。
9	全般	-	「多様な主体」と「さまざまな主体」を使い分けている意味があるのでしょうか。		「多様な主体」については、県民(個人、NPO、地域の団体、企業等)に、行政を加えた主体を表しており、「さまざまな主体」については、多様な主体から行政を除いた主体を表しています。
10	全般	-	「全て」は、ひらがなにすべきだと思います。		「全て」の表記については、「みえ県民力ビジョン」の用語の使用をふまえて整理していますので、ご理解をお願いします。
11	全般	-	「人権問題に関する三重県民意識調査」の結果を、きちんと反映する必要があります。		「人権問題に関する三重県民意識調査」については、今後の人権行政を推進していくための基礎資料を得ることを目的として実施しており、基本方針の改定にあたって調査結果をふまえながら、今後の人権施策の方向性等に反映していくことを検討しています。いただいたご意見については、今後の取組の中で参考にさせていただきます。
12	基本理念	3	「地域の中で自立した生活ができるような環境づくりを進めます」とありますが、「～できる環境づくりを進めます」と言い切ることが必要であると思います。		「基本理念」では、「公平な機会が保障され、自立した生活が確保される社会の実現」をめざす社会の一つに掲げており、ご意見の趣旨を含んでいると考えていますので、ご理解をお願いします。
13	基本理念	3	「基本理念」では、多様性を認めあう視点から、いくつかの項目が示されていますが、男女共同参画意識の普及促進と同等にLGBTに対する理解を深めるための取組を進める必要があると思います。		同じ項の次段落で、性的少数者などの人権問題について理解が深まるよう取り組むとしており、また、「さまざまな人権課題」の中の「性的マイノリティのくびと」でも、啓発や教育を進めていくことを記述していますので、ご理解をお願いします。
14	人権施策の推進	4	人権侵害の未然防止策の検討などについての記述がありませんが、差別や人権侵害の未然防止のための条例整備は必要ないのでしょうか。		差別や人権侵害の問題を解決していくためには、人権啓発や人権教育、さらには地域における人権意識の高揚を図るための人権が尊重されるまちづくりを推進していく必要があると考えています。また、人権侵害への対応として、国に対し、実効性のある人権救済制度の早期の確立を求めているところです。 「人権が尊重される三重をつくる条例」に基づき、啓発等の取組を充実・強化し、人権意識の高揚を図っていく中で、差別のない、人権が尊重される社会の実現をめざしていきたいと考えています。
15	人権施策の推進	4	施策体系図の「インターネットによる人権」という表記については、「インターネットによる人権侵害」と修正してください。		ご指摘のように修正させていただきます。
16	人権が尊重されるまちづくり	5	「現状と課題」に、「身の回りの家族や地域の絆を大切なもの」とありますが、「家族」を基本にする意図は何でしょうか。		身の回りの家族や地域の絆を大切なものにとらえていくことが、人権が尊重されるまちづくりにおいても大切であると考え、記述していますので、ご理解をお願いします。

番号	事項	該当頁	中間案に対するご意見の概要	対応	反映状況、考え方
17	人権が尊重されるまちづくり	5	「また、さまざまな事情により...県民の協働で創り出すこととしています」との記述について、「社会的弱者や被差別当事者の側から、つながりを持ちなさい」というように読み取れるので、修正する必要があると思います。		ご意見をふまえ、「また、さまざまな事情により社会で十分に力を発揮できない人たちが社会的に弱い立場に置かれた人たちが、社会の一員として多様な人びととつながりを持ち、共に生きることができる社会を、県民の協働で創り出すこととしています。」に修正させていただきます。
18	人権が尊重されるまちづくり	5	「『多様な主体で支えるパートナーシップのまちづくり』では...取組を進めていきます。」という記述について、文章が長くてわかりにくいので、わかりやすく書いてください。		ご意見をふまえ、「多様な主体で支えるパートナーシップのまちづくり」では、企業、住民団体・NPO等の団体が、自主的な活動や県や市町等との協働などによって、人権啓発などに取り組んできました。」に修正させていただきます。
19	人権が尊重されるまちづくり	5	「国際標準化機構...が位置づけられました」という記述について、わかりやすく書いてください。		ご意見をふまえ、「国際標準化機構(ISO)は、2010年に組織の社会的責任に関する国際規格ISO26000を発行しました。その中核主題に人権が位置づけられました。」に修正させていただきます。
20	人権が尊重されるまちづくり	6	「めざす姿」に、「すべての市町に人権条例が制定されています」と追加する必要があると思います。		人権条例等については、各市町において制定されるものであるため、県としては、市町に条例等の制定を働きかけていきます。
21	人権が尊重されるまちづくり	6	「また、国内では...」という記述について、接続詞は、「さらに」と修正する必要があると思います。		ご意見をふまえ、「さらに」に修正させていただきます。
22	人権啓発の推進	8	「人権問題に関する三重県民意識調査」の結果では、「県や市町が主催する講演会等に一度も参加したことがないと回答した県民が78%となっていますが、調査実施からこれまでの県の取組が不十分だと思えます。今後、どのように取り組んでいくのか、具体的に示すことが必要であると思えます。		県民意識調査の結果をふまえ、啓発機会の提供にあたっては、県民の皆さんに参加していただきやすいような時間や場所を設定するため、市町にご協力いただき、平日の夜間に講演会等を開催したり、休日には商業施設等に向くといった改善をできるところから取り組んでいます。いただいたご意見は、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。
23	人権啓発の推進	8	「こうした中」については、「しかしながら」というように修正する必要があると思います。		ご意見をふまえ、「しかしながら」に修正させていただきます。
24	人権啓発の推進	8	「現状と課題」に「総体的に県民の人権意識の高まりがみられるもの」とありますが、「人権問題に関する三重県民意識調査」の結果では、前回の調査結果とほぼ横ばい状態で、「高まり」があるかどうか疑問に思えます。(ほか同趣旨のご意見1件)		県民意識調査の結果では、前回調査より改善された項目も多かったことから、県民の意識の高まりが全体的にはみられると考え、記述していますので、ご理解をお願いします。
25	人権啓発の推進	8	「現状と課題」に、「県民の人権に対する理解を深め広報の手段を改善」とありますが、「理解を深める広報の...」と修正する必要があると思います。		ご意見をふまえ、「広報の手段を改善するなど、県民の人権に対する理解を深めるためのより効果的な手法等を検討しながら...」に修正させていただきます。

番号	事項	該当頁	中間案に対するご意見の概要	対応	反映状況、考え方
26	人権啓発の推進	9	「めざす姿」に、「講演会や研修会への参加を50%以上にする」という記述を追記する必要があると思います。		基本方針は人権施策を推進するための取組の方向性を示すものであることから、具体的な目標値については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。
27	人権啓発の推進	9	「めざす姿」の内容が、第一次改定と同じです。これまでの9年間で、何人も人権啓発が推進されていなかったから、「めざす姿」が同じになっているのでしょうか。		「めざす姿」は、概ね10年後の社会の姿を想定し、記述しています。これまでも啓発の取組を行ってきたところですが、今後さらに発展させ、より効果的な啓発を推進していきたいと考えていますので、ご理解をお願いします。
28	人権教育の推進	12	「現状と課題」の最後の段落が、「公務員をはじめ…」で始まっていますが、接続詞が必要ではないでしょうか。		ご意見をふまえ、前の段落の記述と合わせて文章の整理を行います。
29	人権教育の推進	12	「関連データ」の「人権や差別をめぐっての考え方」について、「人権教育の推進」の項目との整合性がわかりにくいと思います。		「関連データ」には、「人権教育の推進」とより関係の深い項目のみ抽出するとともに、「現状と課題」に、人権について学ぶことや、人権問題を自分の問題としてとらえることが必要であることを追記させていただきます。
30	人権教育の推進	12	「生涯を通じて学んでいる」と「めざす姿」にあるのなら、現状を伝えるための関連データは、「人権問題に関する三重県民意識調査」の「問16同和教育学習経験有無」を使えばよいのではないのでしょうか。		人権教育及び人権啓発の推進に関する法律では、人権教育を、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」と定義しています。人権教育の推進のためには、人権を学ぶ必要性の理解と、人権問題を自分の問題としてとらえることが必要なことから、「関連データ」には「人権や差別をめぐっての考え方」から該当する項目のみ抽出し、使用することに修正させていただきます。
31	相談体制の充実	14	「現状と課題」について、「『国の相談窓口』、『県の相談窓口』に相談したがそれぞれ6.6%、1.3%となっていることから」とありますが、「『国の相談窓口』6.6%、『県の相談窓口』1.3%と低いことから、相談者が必要な時に安心して…」というように変更する必要があると思います。		ご意見をふまえ、「『国の相談窓口』に相談したが6.6%、『県の相談窓口』に相談したが1.3%となっていることから」に修正させていただきます。
32	相談体制の充実	14	「現状と課題」について、一方、「家族や友人など…必要です。」とありますが、人権擁護と救済は、行政がすべき責務であると思います。		県民意識調査では、身近な人に相談する割合が高いという結果が出ていることから、行政における人権擁護や救済の取組に加え、相談者が一人で悩みを抱えることなく、身近にいる人たちに相談できる関係づくりも必要であると考えています。また、広く県民の皆さんに相談機関の存在を知っていただき、活用いただけるよう、「相談機関が身近に感じ取れるよう周知等に取り組み、相談機関に相談しやすい環境を整えることが必要です。」と追記させていただきます。
33	相談体制の充実	14	「現状と課題」について、5段落目は不要で、4段落目「～相談窓口に関する情報の提供が必要となっています」で終わるべきではないでしょうか。身近な人に相談できるのは必要なことですが、人権のまちづくりの項などで取り組むことであって、「相談体制の充実」で取り上げるのではないかと思います。		まちづくりの取組とも関連する内容ですが、5段落目の趣旨は相談しやすい環境づくりであることから、「相談体制の充実」で本記載を維持したいと考えていますので、ご理解をお願いします。

番号	事項	該当頁	中間案に対するご意見の概要	対応	反映状況、考え方
34	相談体制の充実	15	「関連データ」の「人権侵犯事件の種類別構成比の比較」について、本データを使うのなら、2014年の最新データに変える必要があると思います。		ご意見をふまえ、最新のデータに修正させていただきます。
35	相談体制の充実	15	「関連データ」について、法務省のデータを使っていますが、「現状と課題」において、「県では相談に対応するために三重県人権センター…」と明記してあるのならば、2014年に人権センターが把握した相談件数と内容、解決(救済)した推移・動向を明らかにする必要があるのではないのでしょうか。		県の相談機関は、人権センターだけでなく、さまざまな相談機関があり、個々にも相談の受付・対応を行っています。このことから、人権センターで受け付けた相談件数だけでは不十分であるため、法務省にて集約している全国的な推移がわかるデータを使用していますので、ご理解をお願いします。
36	相談体制の充実	16	「めざす姿」の内容が、第一次改定と同じです。これまでの9年間で何も相談体制が充実されなかったから、「めざす姿」が同じになっているのでしょうか。		「めざす姿」については、概ね10年後の社会の姿を中心に整理しており、今後においても「めざす姿」の実現に向け、取り組むことが必要と考えていますので、ご理解をお願いします。
37	さまざまな人権侵害への対応	17	「現状と課題」、「めざす姿」、「基本方針」について、第一次改定と同様のことが書かれています。第一次改定には、「救済について検討する」とありますが、第二次改定でも同様ということは、9年間検討してこなかったということでしょうか。		「めざす姿」については、概ね10年後の社会の姿を中心に整理しており、今後においても「めざす姿」の実現に向け、取り組むことが必要と考えていますので、ご理解をお願いします。
38	さまざまな人権侵害への対応	18	「取組項目」に、「人権侵害に対応するための法整備」という項目を追加する必要があると思います。		人権侵害に対する法整備については、国による統一された一定の基準に基づき実施されることが必要だと考えており、国に対して引き続き実効性のある人権侵害救済制度が早期に確立されるよう要望していきます。また、救済を求める被害者に対する相談窓口の整備や、人権侵害への対応に関する啓発、広報に取り組んでいきます。
39	同和問題	19	「現状と課題」について、「偏見や差別意識は解消に向かっているものの」とありますが、「人権問題に関する三重県民意識調査」の結果では、前回の調査結果とほぼ同じで変化がなく、県内では差別落書きや差別文書等も起きていることから、何の根拠をもってそのように言えるのでしょうか。		県民意識調査の同和問題についての経年変化では、課題はあるもののいくつかの項目で改善の傾向がみられています。しかし、一方で、差別落書きや差別的な言動が依然として発生していることから、同和問題については、依然として深刻かつ重大な問題であると認識し、施策を推進していく必要があると考えています。
40	同和問題	19	「現状と課題」について、「また、少子・高齢化や過疎化などの進行により」とありますが、ここの文章の視点は、社会に存在する矛盾や人権侵害が同和地区に集中するという点なのではないのでしょうか。		同和問題の解決に向けては、県民一人ひとりがこの問題を正しく理解するための取組が必要であり、今後の取組方向の一つとして、住民相互のつながりや理解を深める必要があると考えています。この取組を進めていくためには、人と人、人と地域とのつながりが重要となりますが、少子・高齢化や過疎化などの進行で、つながりの希薄化が社会問題となっていることについての問題意識を記述しています。
41	同和問題	19	「現状と課題」で、同和对策審議会答申に触れているのなら、同答申の第三部にある「部落差別が現存するかぎりこの行政は積極的に推進されなければならない」ということを、文章の中に織り込んではどうでしょうか。		「めざす姿」で、「部落差別撤廃に向けた取組が積極的に行われていること」と記述しており、ご意見の趣旨は反映していると考えています。

番号	事項	該当頁	中間案に対するご意見の概要	対応	反映状況、考え方
42	同和問題	19	「現状と課題」について、「えせ同和行為」の根絶に向けて、国、県、市町、関係機関などが」とありますが、各種団体も連携をしていく主体としてとらえる必要があると思います。		「各種団体」については、関係機関等を含むと考えていますので、ご理解をお願いします。
43	同和問題	20	「めざす姿」の「成果と課題」を明記する必要があると思います。		「めざす姿」では、概ね10年後の社会の姿を想定し、整理しています。これまでの取組の「成果と課題」については、「現状と課題」に記載していますので、ご理解をお願いします。
44	子ども	25	「現状と課題」について、文部科学省から平成27年4月に「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」の通達が出されており、人権課題のための施策「子ども」の中に、LGBTの子どもの現状と課題を記載する必要があるのではないのでしょうか。		LGBTについては、文部科学省からの通知を含め、「さまざまな人権課題」の「性的マイノリティの人びと」に記載していますので、ご理解をお願いします。
45	女性	25	「現状と課題」に、「マタニティ・ハラスメント」を記述する必要があると思います。		職業生活と家庭生活の両立を推進するうえで、マタニティ・ハラスメント等の不利益取り扱いが課題となっていることを追記させていただきます。
46	女性	25	「関連データ」等を見ると、地位向上が中心になっていると感じます。ハラスメントや性別役割分担意識は、ジェンダー意識に基づくもので、そのジェンダー意識を払拭しなければ、地位向上も難しいのではないのでしょうか。		ジェンダー(社会的性別)の意識の中には、性別による役割分担意識や偏見につながるものがあることから、男女共同参画社会づくりを妨げる意識の解消に努めていく必要があると考えています。
47	女性	25	「現状と課題」について、キャリア女性の育成も大事ですが、社会的マイノリティ(弱者)で女性という複合的な状況に対しての現状把握や取組が書かれていないので、記述する必要があると思います。		複合的に困難な状況に置かれている女性への配慮は必要と考えており、いただいたご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。
48	女性	25	育児や介護を行う労働者にとって、雇用の継続は最大の課題となっていますが、マタニティ・ハラスメントなど不利益取り扱いの実態についての記述がないことから、課題と取組の必要性を記述する必要があると思います。		労働者の雇用の継続、職業生活と家庭生活の両立を図るため、法制度の整備が進んでいる一方で、マタニティ・ハラスメント等不利益取り扱いに関する相談が増加していることや、子育て・介護を地域や社会全体で支えながら、男女が共に安心して働くことができる環境づくりが引き続き重要であることを追記させていただきます。
49	女性	26	「関連データ」について、性別による役割分担意識の状況をみるのであれば、「各分野の男女の地位の平等感」についてよりも、県が実施した「男女共同参画に関するアンケート」のほうが適切であると思います。		県が実施した「男女共同参画に関するアンケート(e-モニターアンケート)」の調査結果に修正させていただきます。
50	女性	27	「基本方針」には、「セクシュアル・ハラスメント」についての記述がありますが、「現状と課題」や「めざす姿」には記載がないので、記載する必要があると思います。		「現状と課題」に、セクシュアル・ハラスメントに関する相談機関への相談が多いことや、女性への暴力を許さない意識の醸成が必要であることを追記させていただきます。

番号	事項	該当頁	中間案に対するご意見の概要	対応	反映状況、考え方
51	女性	27	「取組項目」の3について、多様な生活や働き方を実現するためには、均等待遇の確保が根幹であるということを記述する必要があると思います。		取組項目の3を、「働く場における男女の均等待遇が確保された多様な生活や働き方を実現できる環境づくり」に修正させていただきます。
52	障がい者	28	「めざす姿」等で、「同じ社会の構成員である」としながら、なぜ、「障がい者」は、「社会参加」だけなのでしょうか。当然の権利として、「参画」も追加する必要があると思います。		障害者基本法及び障害者総合支援法においては、「社会参加」のみが使用され、そこには「社会参画」の意味合いが含まれていますが、その理念やめざす姿は、参加、参画をめざすものであることから、「社会参加、参画」に修正させていただきます。
53	障がい者	28	障害者差別禁止法の具体化に伴う、相談体制の整備強化や条例制定については、どのように考えているのでしょうか。		県では、平成27年3月に「みえ障がい者共生社会づくりプラン」を改訂したところであり、障がいを理由とする差別を解消するため、県民の関心と理解を深めるための啓発活動や行政サービス等における合理的配慮に関する環境整備に取り組むこととしています。まずは、これらの障害者差別解消法で定められた取組を着実に進めた上で、先進県等の取組状況等も十分調査・研究しながら、条例の必要性について検討していきたいと考えています。また、当事者等からの相談に對し的確に対応できるよう、窓口の設置・明確化など相談体制の整備を進めていきたいと考えています。
54	障がい者	29	「関連データ」について、個人の主観を聞いた内閣府の調査結果が使われていますが、「現状と課題」が曖昧にならないよう、県が所有するデータを使うべきだと思います。		関連データについては、「現状と課題」や、今後の人権施策の方向性をふまえ、人びとの意識の現状や変容等をお示しするにあたって適切と思われるものを選択しています。該当のデータは、個人の主観によるものですが、障がい者を取り巻く課題についての現状認識でもありと考え、使っています。
55	障がい者	29	「関連データ」では、基本的に当事者以外が「こうだろう」という第三者的な意識のみに感じられます。障がい当事者の差別実態については、どのように把握しているのでしょうか。		県では、平成27年3月に「みえ障がい者共生社会づくりプラン」を改訂したところであり、障がいを理由とする差別を解消するため、県民の関心と理解を深めるための啓発活動や行政サービス等における合理的配慮に関する環境整備に取り組むこととしています。障がい者差別の実態については、平成28年施行の障害者差別解消法で定められた取組を着実に進め、事例の蓄積を図る中で把握していきたいと考えています。
56	障がい者	30	「人権問題に関する三重県民意識調査」や民間団体が実施した調査結果から、障がい者差別の厳しさが明らかとなっていることから、「基本方針」、「取組項目」のいずれかに、各道府県で制定されている「障がい者差別の禁止」を謳った条例整備の検討を入れておくべきだと思います。また、第二次改定以降の取組の必要性や、効果的な事業を実施するためにも、障がい者問題に関する県民意識調査の実施が必要であると思います。（ほか同趣旨のご意見1件）		県では、平成27年3月に「みえ障がい者共生社会づくりプラン」を改訂したところであり、障がいを理由とする差別を解消するため、県民の関心と理解を深めるための啓発活動や行政サービス等における合理的配慮に関する環境整備に取り組むこととしています。まずは、これらの障害者差別解消法で定められた取組を着実に進めた上で、先進県等の取組状況等も十分調査・研究しながら、条例の必要性について検討していきます。また、障がい者差別に関する事例については、法への取組を進める中で蓄積を図りたいと考えています。

番号	事項	該当頁	中間案に対するご意見の概要	対応	反映状況、考え方
57	障がい者	30	県では、障がい者雇用の促進に力を入れていますが、「めざす姿」には、「住み慣れた地域で暮らしたいと願う障がいのある人」とあるだけで、「働きたい」ということの記述がありません。「住み慣れた地域で暮らしたい、働きたいと願う障がいのある人」と修正してください。		「住み慣れた地域で自分らしく豊かに暮らしたい、働きたいと願う障がいのある人が、自立に向けた支援やサービスを身近に受けられる環境のもと、地域の中で社会参加、参画しながら、いきいきとした生活を送っています。」と修正させていただきます。
58	障がい者	30	「基本方針」に、「働きたい人が仕事を得ることができるよう」という文言を「障がいの状況に応じた」の前に追加してください。		障がい者の雇用促進・就労支援については、「基本方針」の2番目において施策を展開していくこととしています。ご意見の趣旨をふまえ、「基本方針」の2番目の記述を「…障がい者が施設やサービスを容易に利用でき、働きたい人が仕事を得ることができるよう環境整備を進めます。」に修正させていただきます。
59	障がい者	30	「取組項目」の4に、「就労の支援」を追加し、「地域生活への移行と地域社会や就労の支援」と修正してください。		障がい者の就労支援については、「取組項目」の2の「障がい者の社会参加の環境づくり」に含んでおり、具体的な取組については、今後の取組の中で検討させていただきます。
60	高齢者	33	「現状と課題」に、高齢者は「地域の担い手」、「社会の中で役割を持ち」とあることから、「取組項目」の1については、「高齢者の社会参加」ではなく、「社会参加、参画」と修正する必要があると思います。		ご意見をふまえ、「高齢者の社会参加、参画」に修正させていただきます。
61	外国人	34	「現状と課題」に、「インターネットを使った差別的助長・扇動」についても記述する必要があると思います。		インターネット上における差別的言動や他人を扇動する言動が社会的関心を集め、人権侵害となっていることを追記させていただきます。
62	外国人	35	「現状と課題」について、具体的に現在行っているヘイトスピーチへの啓発活動とは何でしょうか。		国から啓発活動への協力依頼を受け、県においても人権センターや庁舎にポスターを掲示し、啓発に取り組んでいるところです。
63	外国人	36	「基本方針」と「取組項目」の中に、県議会でも取り上げられた「ヘイトスピーチ」規制に関する取組や国への要望など規制に向けた動きも位置づけてください。		「現状と課題」に、国連の委員会からの勧告や、県議会における請願の採択など、いわゆるヘイトスピーチ問題に関する動きを追記させていただきます。
64	患者等	37	第二次改定以降の取組の必要性や、効果的な事業を実施するためにも、患者等に関する県民意識調査の実施等について、位置づける必要があると思います。		いただいたご意見については、患者等のプライバシーにも十分配慮しつつ、今後の取組にあたっての検討課題とさせていただきます。
65	患者等	39	「基本方針」について、「(ハンセン病元患者)」のところにだけ、「国、県は」とあるので削除する必要があると思います。		ご意見をふまえ、「国、県は」を削除させていただきます。
66	犯罪被害者等	40	「犯罪被害者の方の」を「犯罪被害者の」に、「取り戻してもらえる」を「取り戻すことができる」に、それぞれ修正する必要があると思います。		ご意見をふまえ、「犯罪被害者等の」、「取り戻すことができるよう」に、それぞれ修正させていただきます。

番号	事 項	該当頁	中間案に対するご意見の概要	対応	反映状況、考え方
67	犯罪被害者等	40	「現状と課題」に、「国、県、市町、関係機関等が、…施策を総合的に推進することが必要です。」とありますが、「国」を削除してください。		「国、地方公共団体及びその他の関係機関・団体」との連携については、犯罪被害者等基本法第7条で「犯罪被害者等のための施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない」と定められていることから、現在の表現を維持したいと考えていますので、ご理解をお願いします。
68	犯罪被害者等	40	「現状と課題」に、「犯罪被害者等に関する人権問題については」で始まる段落がありますが、必要ないと思いますので削除してください。		ご意見をふまえ、「犯罪被害者等に関する人権問題については」を削除し、上段との関連性から「また」を追記させていただきます。 犯罪被害者等が平穏な生活を回復するためには、地域社会において、配慮され、尊重され、支えられることが必要であり、「第2次犯罪被害者等基本計画」では、施策の実施と、県民の理解・協力を得るための広報啓発活動を両輪として推進すべきことが示されており、今後も犯罪被害者等の支援に向けた取組を進めてまいります。
69	さまざまな人権	44	「さまざまな人権」で掲げている課題について、全てを個別項目として掲げるよう要望します。		「さまざまな人権課題」に位置付けている課題については、「(この施策の位置づけ)」に記載しているように、個々に独立した施策としてみるには、現在のところ社会状況などから判断して、総合的な取組までに至っていないものの、人権課題として正しく現状認識をし、必要に応じて即対応すべき重要な課題としています。いただいたご意見については、今後の取組にあたっての参考とさせていただきます。
70	さまざまな人権課題	44	「自殺」を、「自死」(文面によっては「自殺」も可)と修正してください。		状況に応じて「自殺」と「自死」の使い分けが必要と考えますが、概ね防止のための取組や行為を表現する場合に「自殺」を、また、遺族や遺児に関する表現は「自死」を使うこととしており、本文中中では「自殺」の表記が適当であると考えていますので、ご理解をお願いします。
71	さまざまな人権課題	44	「ニート問題」についての内容が不十分だと思います。		ニート等の問題については、雇用問題のみならず、対人関係や精神的な問題を抱える層が少なくないということを追記させていただきます。
72	さまざまな人権課題	46	「2008年(平成20)年」と、「年」が重複しているので、修正が必要であると思います。		ご意見をふまえ、「2008(平成20)年」と修正させていただきます。
73	さまざまな人権課題	46	「災害と人権」の項目については、日常の中の女性や障がい者、外国人に対する差別の存在が、災害を通じて顕在化しているのであって、新しい人権課題ではないので必要がないと思います。(ほか同趣旨のご意見1件)		「災害と人権」の問題については、本県全域において、南海トラフ大地震に伴う被害発生の危険性が高まっており、県民にとっても身近で、喫緊の課題であることから、新たに人権課題として位置づけることにより、災害時に支援が必要な人びとへの理解を深めていただけるよう、啓発や教育に取り組んでいきます。あわせて、個別課題の解決に向けた施策を総合的に推進し、災害時においても、人権が守られ、安心して生活が送れる社会の実現をめざし、取り組んでまいります。いただいたご意見については、今後の取組にあたって参考とさせていただきます。

番号	事項	該当頁	中間案に対するご意見の概要	対応	反映状況、考え方
74	さまざまな人権課題	46	性同一性障害者を含む、トランスジェンダーにとって生きやすい地域社会の形成につながる取組を進めてほしい。		性的マイノリティの人びとを含め、県民一人ひとりの人権が尊重される社会の実現に向け、取組を進めていきますので、ご理解をお願いします。
75	さまざまな人権課題	46	性的マイノリティ(LGBT)については、「さまざまな人権課題」ではなく、きちんと一つの項目に位置付ける必要があると思います。		「さまざまな人権課題」に位置付けている課題については、「(この施策の位置づけ)」に記載しているように、個々に独立した施策としてみるには、現在のところ社会状況などから判断して、総合的な取組までに至っていないものの、人権課題として、正しく現状認識をし、必要に応じて即対応すべき重要な課題としています。いただいたご意見については、今後の取組にあたって参考とさせていただきます。
76	さまざまな人権課題	47	「性的マイノリティの人びと」について、身近な地域社会や就労の場にある課題の解決に向けて取り組む必要があることを記述してください。		「現状と課題」において、今後も、性的マイノリティの人びとに対する偏見や差別意識をなくすため、学校、地域、企業・職場等さまざまな場で教育・啓発を推進することを追記させていただきます。
77	人権施策の推進体制等	50	同和問題について触れられていないため、同和問題についての記述が必要だと思います。		同和問題については、基本方針において重要な人権課題と位置づけており、今後も各部が連携して取組を進めてまいります。
78	人権施策の推進体制等	50	「女性」、「子ども」、「障がい者」、「外国人」、「高齢者」、「患者等」に関わるそれぞれの施策を推進するための計画等が策定されているとありますが、同和問題に関する計画や方針はないので、基本方針に、同和問題についても独自に策定することを記載してください。		同和問題については、「三重県人権施策基本方針(第二次改定)」及びその「行動プラン(仮称)」に基づき、多様な主体による取組、社会全体を視野に入れた取組を通じ、解決を図っていきたいと考えていますので、ご理解をお願いします。